

第二種特定鳥獣（イノシシ）管理計画の概要

令和4年4月
自然環境課

1 計画策定の目的及び背景

平成29年4月に第4期計画を策定し、農業被害の軽減を図るために引き続きイノシシの狩猟期間を延長するとともに、管理の目標を設定し各種対策を講じてきた結果、捕獲頭数は増加したものの、農業被害は依然高い水準にあるのが現状である。

現行計画の計画期間が、令和4年年3月31日をもって満了することから、引き続き農業被害等の軽減を図ることを目的として第5期計画を策定するものである。

2 管理すべき鳥獣の種類

イノシシ

3 計画の期間

令和4年4月1日～令和9年3月31日

4 管理が行われるべき区域

広島県全域とする。

5 管理の目標

- ① 農業被害額の軽減
- ② 人身被害の防止

6 個体群管理（数の調整）に関する事項

① 個体群管理の考え方・目標

- ・被害防除対策にしっかりと取り組むことを前提に、現捕獲圧を維持することを目安とした年間捕獲目標（目安）として、35,000頭以上とする。

② 捕獲対策の推進

- ・生息密度を低減するため、狩猟期間の2月末日までの延長を継続する。
(11月15日～2月末日)
- ・効率的な捕獲を行うため、猟法(くくりわな)禁止区域を除く地区において、くくりわなの輪の直径に係る禁止事項の解除を継続する(直径12cm超使用可)。
- ・農地周辺での加害個体を中心に集中的に捕獲を行うなど、効果的な有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・被害が甚大な鳥獣保護区について、狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域への移行を検討する。

③ 管理の担い手である狩猟者の確保と技術向上

- ・狩猟免許試験の県内各地及び休日での開催やその周知等による新規の狩猟免許取得を促進するとともに、狩猟後継者の確保を図る。
- ・わな架設講習会、安全狩猟射撃講習会等の開催による鳥獣の知識や捕獲技術の向上に努める。

7 生息地の保護及び整備に関する事項

- ・イノシシを里地から排除するような環境づくりを検討する。

8 被害防除対策に関する事項

- ・環境改善、正しい知識に基づく侵入防止柵設置、わな等による加害個体の捕獲に取り組む。
- ・集落に近づけないよう、誘引物の適切な管理等を行い、また、イノシシとの遭遇時や市街地出没時の適切な対応方法の普及に取り組む。

9 その他管理のために必要な事項

- ・モニタリング等の調査研究の拡充
- ・計画の推進体制の整備等